

■要介護(要支援)認定を受けていらっしゃる方へ
税申告用認定書について

所得税及び町県民税の年末調整や確定申告の際に提出する「障害者控除」及び「特別障害者控除」用の認定書を交付します。認定書は、令和元年度分の所得税、令和2年分の住民税の申告にのみ使用できます。

●対象 昭和30年1月1日以前に生まれた方で、令和元年12月31日現在(令和元年中に亡くなられた方)については亡くなられた日現在)要介護(要支援)認定を受けており、障

がい程度が一定以上の方。
※申請される方の印鑑をお持ちください。
※認定基準など、詳しくは介護保険係へお問い合わせください。
※障害者手帳などで控除を受けられる方は、申請の必要はありません。

【申請・問い合わせ】
健康福祉課介護保険係
☎86-0213

■青少年国際交流事業町民報告会(兼)
令和元年度青少年育成町民会議研修会を開催します

今年度も、白鷹町青少年育成町民会議の研修会と白鷹町青少年国際交流事業の町民報告会を合同で開催します。オーストラリア・ケアンズでの研修を行った12名が、研修の様子や感想を報告後、中高生と大人の対話ワークショップを行います。どなたでも参加できますので、興味のある方は前日まで下記へご連絡ください。

●いつ 12月19日(木)

午後6時30分
(受付6時15分より)

●どこで 白鷹町中央公民館
大会議室

●入場料 無料

【問い合わせ】

教育委員会生涯学習・文化振興係

☎85-6146

教育委員会学校教育係

☎85-6144

令和元年度福祉サービスの申請はお済みですか？

心身障がい者福祉タクシー等利用助成事業

タクシー等利用券を交付します。

●内容 年間で、福祉タクシー券(690円12枚綴)を1冊交付。人工透析のため通院の方は2冊。(交通費助成を受けている方を除く)

●対象者

- ・身体障害者手帳1～3級の方(ただし、下肢機能障害は1～4級の方)
- ・療育手帳A、Bの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1～2級の方

人工透析患者通院交通費助成事業

人工透析療法を受けるための通院交通費の助成を行います。

●対象者 身体障害者手帳所有の所得税非課税の方で、生活保護法などにより通院交通費の助成を受けていない方

※心身障がい者福祉タクシー等利用助成事業との併用不可。

●助成額 自宅から医療機関までの往復距離により次の通り

- ▷20km未満 月額3,000円
- ▷20km以上30km未満 月額4,000円
- ▷30km以上 月額5,000円

在宅酸素療法者支援事業

医師の処方により在宅酸素療法を行なっている方に、酸素濃縮器の電気料金の助成を行います。

●助成額 呼吸器機能障害により身体障害者手帳3級または4級を所有している方は月額1,600円、それ以外で所得税非課税の方は月額800円

※その他の福祉サービスのご案内は、「広報しらたか」5月号の14～15頁をご覧ください。

【問い合わせ】

健康福祉課福祉係 ☎86-0111

■ オリンピアン講演会を開催します

このたび、2020東京オリンピック・パラリンピックにおけるホストタウンとして私たちの記録と記憶にいつまでも残るよう体育協会とホストタウン推進本部の共催で記念講演を開催します。ご希望の方はお申し込みください。

●いつ 12月7日(土)

午後3時15分)

●どこで パレス松風

●演題 「今を大切に」

●講師 松本 直美 氏

(シドニーオリンピックソフト

ボール競技 銀メダリスト)



松本 直美 氏

●入場料 無料

●申込期限 11月26日(火)

【申し込み・問い合わせ】

白鷹町体育協会事務局(白鷹町

教育委員会内)

☎85-6147

[FAX] 85-2183

■ 2020年版カレンダー「しらかの四季」販売中

2020年版カレンダー「しらかの四季」が11月1日から好評販売中です。

町内カメラ愛好家の方々や、一般カメラ愛好家の撮影した7点の写真。どれも白鷹らしく四季折々の風景が広がっています。ぜひお買い求めください。

●価格 1部1000円(税込
み)

●取扱店舗 白鷹町観光協会、

道の駅白鷹ヤナ公園あゆ茶屋、

清水屋酒店、パレス松風、ど

りいむ農園、熊屋、千利庵、

そば切り八寸、のどか村、宝

思そば、釜の越桜茶屋

【お問い合わせ】

白鷹町観光協会

☎86-0086

水道事業からのお知らせ

■積雪のためメーター検針を休みます(1月~4月)

1月から4月までは、12月検針(11月の使用水量)の水量で料金を請求させていただき、5月の検針で精算させていただきます。冬期間の使用量が11月の使用水量と大幅に変動することが予想される場合は、建設水道課にご連絡ください。

■冬期間の管理

気温がマイナス4度以下になると、防寒対策が十分に行われていない水道管は凍結したり、破裂したりします。毎年、この凍結事故が後を絶ちません。凍結により水道管が破裂すると、修理代はもとより、水道料金も高額となる場合がありますので次のことに注意してください。水道管の凍結を防ぐには、就寝前に「不凍水抜栓」を完全に閉め切り、蛇口を開いて水抜きしましょう。半閉めの状態では、水が漏れ続ける場合がありますので、完全に閉めることが肝要です。翌朝使用する場合は、完全に開けてください。

※半閉め、半開きのため漏水するケースが多く見られますので十分ご注意ください。

※ヒーター線を巻いている水道管の場合は、ヒーターのコンセントが確実に差し込まれているか、ヒーターが正常に作動しているかを確認しておきましょう。

■使用しない施設などの閉栓手続き

漏水の発見が遅れ、水道料金が高額とならないよう、冬期間使用しない施設などの閉栓手続きを行いましょ。閉栓、開栓の手数料は、それぞれ1,000円です。

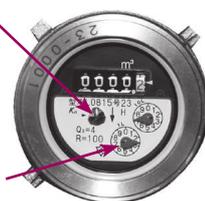
■水道管の破裂

水道管が破裂した場合は、メーターボックス内のバルブを閉め、直ちに水を止めて町指定給水装置工事業者に連絡し、修理を依頼してください。ただし、修理代は自己負担となります。

■漏水の確認

家中の蛇口を全部閉め、トイレなどの水タンクも確認してからメーターを確認してください。銀色のパイロットマークまたは1リットル針が動いている場合は、どこかで漏水している可能性があります。町指定給水装置工事業者に連絡し、修理を依頼してください。

パイロットマーク



1リットル針

冬期間も時々メーターを確認して、漏水の疑いがないかを調べましょう。

